

告 示

埼玉県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららばーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

来客車両について、正規ルート（武蔵野線通りをららばーとへ直進するルート、新三郷アクセス線を通らないルート）を走行するよう周知・徹底をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター